

インドネシア特許法改正案

2021年8月、インドネシア法務人権省知的財産権総局 (DGIP: Directorate General of Intellectual Property) は、2016年特許法第13号改正案に関するバーチャル会議を開催し、関係者に改正案を通知し、起草プロセスの透明性を維持した。特許法は、雇用創出法（2020年法律第11号）に対応して改正されており、国際基準に適合するように規定を調整し、国益と調和させることが求められている。雇用創出法は、業務の迅速化・簡素化を目的の一つとしていることから、特許法改正案では、これを支援することを目的としている。

特許法の改正案には、以下のような注目すべき変更がいくつか含まれている。

[1] コンピュータ・プログラム

現行法そして改正案でも、コンピュータ・プログラムは発明とはみなされないため、特許を受けることはできない。しかしながら、改正案では、「コンピュータ・プログラム」それ自身のみでは特許を認めないとした上で、「コンピュータに実装された発明」や「コンピュータ関連発明」は認めている。

[2] 発見

改正案では、既存製品の新規用途や、有効性に着目し、既存化合物と化学構造上の違いがない既存化合物の新規形態に関する特許が認められる。この改正案は、医薬第2用途に関する発明に特に有利である。

[3] グレース・ピリオド

改正案は、特許出願を出願するためのグレース・ピリオドを、発明開示後12月（現行法のグレース・ピリオドは6月）に変更した。特に、研究成果を科学論文等に公開する必要がある研究者や発明者には、特許権の保護と同様に利用価値がある。

[4] 他者による特許実施

改正案では、製造だけでなく、譲渡やライセンス供与など、他者に許可を与えることで特許の実施を認めている。この変更は、特許所有者に特許の譲渡・ライセンス供与・贈与の権利を認める TRIPS 協定を遵守することを目的としている。

[5] インドネシアにおける特許実施の陳述

これまで、インドネシアでは特許実施に関する陳述書を提出する必要はなかったが、改正案では毎年の陳述書が義務付けられている。インドネシアで特許が実施されない場合でも、毎年末に DGIP に陳述書を提出しなければならない。

[6] 遺伝資源の起源および伝統的知識に関する証明書

改正案では、遺伝資源や伝統的知識に関する特許出願には、原産地証明書の添付が義務付けられている。この原産地証明書は、遺伝資源の起源を検証するための指定された機関が現在存在しないため、指定された機関からの現在必要とされている評価・確認書に代わるものである。

[7] 優先権を主張する出願のレイトファイリング

これまでレイトファイリングは認められていなかったが、改正案では、12月の優先期間を徒過した優先権を主張する出願は、優先期間後4月以内であれば追加料金を支払うことで出願できる。言い換えれば、優先日から16月以内に優先権を主張する特許出願を出願することができる。

[8] 再出願

改正案には、必要書類が添付されていなかったために取下げられたとみなされた出願は、追加料金を支払い再出願することができる」と記載されている。しかしながら、このための具体的なルール等は明らかにされていない。

[9] 実体審査のタイミング

改正案は、実体審査の請求が行われた後に実体審査が行われることを規定することにより、実体審査の加速を図っている。これは、出願公開期間の終了後に実体審査が行われる現在の運用とは異なる。さらに、新たな規定により、出願人は（出願時又は公開段階において）予備的実体審査を請求することができる。

これまで、インドネシアにおける特許出願の審査迅速化は、日本の特許出願に限定した特許審査ハイウェイ（PPH）でのみ可能であった。改正案では、出願人は出願公開期間終了後、手数料を支払うことを条件に早期実体審査を請求することができる。この運用に関する要件等は現時点では不明である。

[10] 再審査

改正案では、インドネシア特許出願の再審査という概念が導入され、実体審査の判断を再検討したり、特許クレームを変更または追加したい特許所有者は再審査を請求することができる。この再審査請求は、特許査定された出願に対してのみ行うことができ、特許査定から6月以内に提出しなければならない。

[11] 不服申立て

改正案は、拒絶査定を送達から3月間の、特許審判委員会への現在の審判請求期間を維持しているが、再審査請求の拒絶に対しても、拒絶から3月間、特許審判委員会に審判請求することができる。さらに、特許審判委員会が更なる拒絶審決を出した場合は、商務裁判所に訴訟を提起することができる。改正案は、特許審判委員会による拒絶審決に対する訴訟は、特許審判委員会による審理及び審決の後のみ提起することができる。

[12] 強制ライセンス

改正案では、実施権者が2年以内に公共の利益を害するような方法での特許の実施の場合、強制ライセンスは終了するとしている。換言すれば、実施権者が実施できない場合、または効果的でない実施と認められる場合（例えば、強制ライセンスの下での医薬品の製造が十分でなく、その結果、供給が不十分であり、価格が高すぎる場合等）は、2年後に強制ライセンスが取り消される。

[13] 輸入医薬品に対する特許の政府使用

改正案は、ヒトの病気を治療する医薬品がインドネシアで製造できない場合、政府がその特許発明を実施することを認めている。

結言

改正案の目的は、革新的で、公的ニーズに対応し、国際的な進展に沿った特許保護及びサービスの実施を奨励することである。本改正案は2022年国家立法計画（Prolegnas）に含まれ、来年には審議される見込みである。改正案が可決されれば、政府の優先課題に沿ってインドネシアの特許制度の諸側面が近代化されることになる。

(執筆者)

[Melinda Ambrizal](#)

+6221 2971 8002

melinda.a@tilleke.com

[大竹 徳成](#)（翻訳者）

+66 2056 5749

tokunari.o@tilleke.com